

令和4年1月20日

保護者の皆様

新宿区教育委員会教育長 酒井 敏男
新宿区立牛込第三中学校長 伊藤 裕一

まん延防止等重点措置期間中の新宿区立学校・園における対応について

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は新宿区立学校・園の教育活動につきましてご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染者数の急激な増加を受け、東京都では1月21日から2月13日を期間として、まん延防止等重点措置が適用されることになりました。新宿区においても感染者の増加は深刻な状況であり、幼児・児童・生徒や教員、保護者の感染者や濃厚接触者も大幅に増加しており、学校（園）における感染者数の抑制に向けた対応を早急に進めていく必要があります。

つきましては、新宿区教育委員会では、まん延防止等重点措置期間中について、区立学校・園において以下の対応をとることとしました。ご理解ご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

【まん延防止等重点措置期間中の対応について】

○対応：全区立学校において分散登校を実施します。

区立幼稚園については、登園自粛に御協力ください。

※実施方法の詳細については、各校からお知らせします。

※新宿養護学校では、分散登校は実施しません。

※区立幼稚園については、各園の状況に応じて時差登園などの感染対策を講じます。

○期間：令和4年1月24日（月）～2月13日（日）

※まん延防止等重点措置は1月21日（金）から適用されますが、分散登校は1月24日（月）から開始します。

※1月21日（金）は、通常通りの授業となります。登校に不安のあるご家庭は、自宅での学習が可能です。その場合は、欠席扱いにはなりません。

○その他：・分散登校期間中の学童クラブ・放課後子どもひろばプラスでの対応については、別紙をご参照ください。

・分散登校期間中に登校を控える場合の給食費については、前週の木曜日までに学校に申し出があった場合（1月24日から28日の給食費に関しては1月21日（金）の申し出とします）は、給食費を返還します。

〔問合せ先〕 副校長 荒 鋭二
電話 03-3266-1606